

全日本アンサンブルコンテスト島根県大会実施規定

平成元年 4 月 28 日

改定 平成 2 年 1 月 27 日 平成 3 年 1 月 18 日 平成 5 年 1 月 22 日 平成 15 年 4 月 25 日 平成 16 年 1 月 15 日
平成 16 年 6 月 25 日 平成 17 年 1 月 20 日 平成 19 年 2 月 8 日 平成 20 年 2 月 20 日 平成 21 年 2 月 19 日
平成 24 年 4 月 20 日 令和元年 4 月 19 日 令和 2 年 4 月 17 日

(総 則)

第 1 条 全日本アンサンブルコンテスト島根県大会は島根県吹奏楽連盟に加盟する団体が参加し、毎年 1 2 月下旬に実施する。

第 2 条 実施会場地は理事会に図り総会においてこれを定める。

(実施部門および人員等)

第 3 条 実施部門は次の通りとする。

①中学校の部 ②高等学校の部 ③大学の部 ④職場・一般の部

第 4 条 各グループの編成は 3 名以上 8 名までとする。

第 5 条 1 団体から出場できるグループ数は次の通りとする。

①中学校の部 1 グループ ②高等学校の部 1 グループ
③大学の部 制限なし ④職場・一般の部 制限なし

(参加資格)

第 6 条 各部門の参加資格は次の通りとする。ただし、同一人が二つ以上のグループに重複して出場することは認めない。なお、年齢については問わない。

①中学校の部 同一中学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内小学校児童の参加は認める。)
②高等学校の部 同一高等学校に在籍している生徒とする。(同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒の参加は認める。)
③大学の部 同一大学に在籍している学生とする。
④職場・一般の部 当該団体の団員とする。ただし、職業演奏家の参加は認めない。

(演奏)

第 7 条 参加グループは任意の 1 曲を演奏して審査を受けるものとする。組曲も 1 曲とみなす。

第 8 条 ①編成は、木管楽器・金管楽器・打楽器・コントラバスによるものとする。
ただし、コントラバスのみによる編成及びリコーダーの使用は認めない。
②同一パートを 2 名以上で演奏することは認めない。
③独立した指揮者は認めない。

第 9 条 登録後の曲目変更は原則として認めない。

第10条 著作権の存在する楽曲を編曲する場合は、事前に著作権者から編曲の許諾を受けなければならない。この許諾を受けないでコンテストに出場することは認めない。

(注) 1) 作曲者の死後およそ70年を経えていない大半の作品には、著作権が存在する。

2) 編曲の許諾は、日本音楽著作権協会ではなく、著作権者(作曲者またはその楽譜の出版社など)が行っている。

第11条 演奏時間は5分以内とし、これを超過した場合は失格とし、審査の対象としない。

第12条 出演順序は実行委員会が決定する。(小編成順を原則とする)

(審査・表彰)

第13条 審査員は理事会において人選し、これを会長が委嘱する。

審査員の数は原則として5名とする。

審査方法は総会の定める全日本アンサンブルコンテスト島根県大会審査内規による。

第14条 表彰は部門ごとに金賞、銀賞、銅賞のいずれかを贈る。

(県代表)

第15条 全日本アンサンブルコンテスト中国大会に推薦するグループ数は、中学校の部、高等学校の部はそれぞれ7グループ、大学の部は2グループ、職場・一般の部は職場加盟団体から2グループ以内、一般加盟団体から3グループ以内とする。

ただし、中国大会が島根県で開催される場合は中学校の部・高等学校の部においてそれぞれ8団体とする。

(その他)

第16条 コンテスト実施にあたっては共催、または後援団体を持つことができる。

第17条 その他、開催上の細目については実行委員会が定める。

第18条 この規定は総会の議決により改定することができる。